

# 堺市地域活動貢献者感謝状 推薦要領

## 【制定趣旨】

地域に密着した活動団体の一員として参画し、住民共助の精神に基づき、安全・安心で住みよい地域づくりや地域社会の発展に寄与する活動に対して、長年にわたって地道に取り組み、他の模範となる方々に対して、市長から感謝の意を表する。

## 【対象者】

本市区域内に居住し、地域社会の結びつきを基本とする団体の一員として、長年にわたって、次のような活動に尽力した方。

### <対象となる活動>

対象	団体・活動例
地域コミュニティ活性化に寄与する活動	自治会・老人会・女性団体の運営
	校区行催事の運営
平和で安全な環境づくりに寄与する活動	自主防犯パトロール
	自主防災組織活動
美しく清潔なまちづくりに寄与する活動	校区一斉清掃
	アドプトロード活動
青少年の健全育成に寄与する活動	子どもの安全見守り隊活動
	子ども会の運営
社会的に援護を要する人への救済活動	地域福祉ボランティア団体活動
	高齢者見守り活動
その他地域の発展に寄与する活動	

上記「対象」であっても、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

### <対象とならない活動>

①公共団体や公共的団体の職務として行われた活動（堺市等から委嘱を受け行われた活動など）

例 堺市地域交通指導員・堺市ごみ減量化推進員・堺市青少年指導員・堺市障害者相談員・堺市スポーツ推進委員・民生委員児童委員・保護司・統計調査員

#### ※公園愛護活動団体について

令和2年度をもって堺市の委嘱を受ける個人としての活動（公園愛護委員）は終了し、令和3年度以降は各公園における公園愛護活動団体としての活動に移行しました。

同活動は団体として別途表彰の推薦対象となるため、堺市地域活動貢献者感謝状の推薦対象にはなりません。

②堺市における他の要綱等に基づき、既に市長名の表彰・感謝状を受けている場合

例 堺市自治活動推進功労者表彰(自治連10年表彰)・堺市自治連合会長等退任者感謝状・堺市環境活動表彰・堺市地域福祉ボランティア感謝状(平成30年度まで)

③特定の個人・団体を対象に行われた活動

例 特定のグループに対するスポーツ・音楽等の指導活動 など

- ④対価を得て行われた活動
- ⑤国会議員、大阪府議会議員、堺市議会議員
- ⑥堺市職員、堺市立の学校園の教職員

#### <対象者について>

候補者は基準日（令和6年3月31日）において生存されている方です。また被贈呈者の決定日（5月末頃）までの間に亡くなられた方は贈呈対象外となりますのでご注意ください。

#### 【基準年数】

○団体での活動期間 概ね10年以上《令和6年3月31日時点》

- ・活動期間は、原則10年以上の方を感謝状贈呈の対象とさせていただきます。ただし、特段の事由があり、活動期間が10年に満たない方を推薦する場合は、その事由を推薦書に明記してください。

※活動内容等について、お電話にて確認させていただく場合があります。

- ・2つ以上の活動をしている方で、各活動年数を足した合計が10年を超える場合、感謝状贈呈の対象となる場合があります。〈詳しくは、別紙(1)を参照ください〉

#### 【推薦者】

○各校区代表者

#### 【推薦人数】

○各校区 概ね5人まで（校区福祉委員会からは2人まで※）

- ・推薦候補者人数の上限は、原則各校区5人までとさせていただきます。
- ・ただし、特段の事由があり、5人を超えて候補者を推薦する場合は、その理由を推薦書に明記してください。

※校区福祉委員長から校区代表者に対して推薦調書（福祉ボランティア活動を概ね10年以上行っている候補者）の提出があった場合は、校区分をとりまとめて推薦ください。

〈3頁 ※推薦の流れを参照ください〉

令和元年度から、本感謝状制度と、福祉ボランティア活動に従事している方々を顕彰する「地域福祉ボランティア感謝状制度（推薦者：校区福祉委員長）」との統合を行ったことによる取扱いです。

#### 【推薦期限】

○令和6年4月19（金）

※校区福祉委員長から推薦調書の提出がある場合は、校区代表者と提出期日を調整していただくようお願いしています。

#### 【留意事項】

- 候補者の推薦にあたっては、1頁<対象となる活動>をご参照のうえ、自治会をはじめとする各種団体の活動従事者も広く募ることができるよう、校区内各種団体との調整を図っていただきますようお願いいたします。
- 候補者の活動内容が1頁<対象とならない活動>に該当しないかご注意ください。活動内容が、「①委嘱を受けて行われた活動でないか」や「②既に市長名での表彰・感謝状を受けていないか」等は、候補者ご本人に聞き取りを行っていただきますようお願いいたします。

○候補者を推薦いただいた後、秘書課による要件の確認を経て、受賞者が決定されます。その後、校区代表者へ受賞決定の通知及び校区福祉委員長宛てに推薦者受賞決定の旨を情報提供いたします。

校区代表者は、候補者に受賞意思の確認を行ったうえで、確認票を秘書課もしくは区役所自治推進課までご提出ください。

### ※ 推薦の流れ（例：A校区の場合）

